

## 令和3年度「被扶養者資格確認調査」について

広報誌「I'm Fine」でお知らせしておりましたとおり、7月に「被扶養者資格確認調査」を実施いたします。

本年度は18歳以上の被扶養者（高校生は除く）を有するすべての方を対象とさせていただきます。

島津製作所在籍の方はご自宅へ書類が届きます。必ず内容を確認いただき、同封されております返信用封筒にて郵送もしくは社内メールで健康保険組合まで必要書類を送付ください。

グループ会社在籍の方は総務担当者様を通して書類を配布しますので、担当者様の指示に従い書類の提出をお願いします。

書類の提出は対象者全員必須となっております。期日までに必要書類の提出がなかった方は、調査対象者の被扶養者認定を削除いたしますのでご注意ください。

この調査は健康保険法施行規則第50条に基づき行っております。皆様には調査表への回答、必要書類の提出など、お手数をおかけしますが、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

島津製作所健康保険組合